

# 月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です  
《2025. 8月号》



当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード(問い合わせ先右端の【】内)を押してください。

ハローワーク秋田の各種情報はこちら!

発行: 〒010-0065 秋田市茨島1-12-16  
ハローワーク秋田(電話018-864-4111)



## 8月はAターン就職促進月間です

ハローワーク秋田では、Aターン就職を希望する方が帰省するこの時期に合わせ、

「Aターン相談窓口」を設置します。

今年度は、茨島本所に加え、秋田局内でのAターン支援の拠点であるハローワークプラザアトリオンの2カ所で相談支援を行います。



【期間】8月12日(火)~8月15日(金)

茨島本所ご利用時間 8:30~17:15

ハローワークプラザアトリオンご利用日時

秋田市中通2-3-8  
アトリオン3階

月・水・金

9:00~17:15

火・木

9:00~18:30

第2・4土曜

10:00~17:00

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 紹介第3部門【41#】

アトリオン 018-836-7820

### 移住支援金対象法人の登録・求人掲載の手続き

#### STEP 1 申請書の提出

- 「登録申請書(様式1)」と「法人登記簿謄本(申請全額証明書(発行から6か月以内のもの))」を本ページ下部先へご提出ください(データ提出可)。
- 様式は「秋田移住支援金マッチングサイト」からダウンロードできます。



#### STEP 2 マッチングサイト WEB会員登録

- 「秋田移住支援金マッチングサイト」からWEB会員登録を行い、企業情報を入力してください。

##### 【KocchAke!会員の企業】

- KocchAke!にログインし、会員ページ上の切り替えボタンから登録申請が可解です。
- KocchAke!のIDパスワードで、マッチングサイトもログインできるようになります。



#### STEP 3 求人情報の入力

- 「秋田移住支援金マッチングサイト」にログインし、求人情報を入力してください。
- 対象となる求人は、週20時間以上の無期雇用の求人です。

- 【注意】求人情報の入力を忘れずに!
- 対象法人の登録申請書の提出やWEB会員登録だけでは、移住支援金の支給要件を満たしません。
- Step1, 2が済んだら、必ずマッチングサイトに求人情報をご入力ください!



詳細はこちら



お問い合わせ  
〒010-0570 秋田県山王1丁目1-1  
秋田県あきた未来創造課 移住・定住促進課 移住促進チーム  
TEL: 018-860-1234 MAIL: hello3751@mail2.pref.akita.jp

秋田移住支援金マッチングサイト  
https://kocchake.com/turusatokyojin

人手不足にお悩みの経営者・採用担当者の皆様へ  
人材確保には「移住支援金制度」の活用が効果的です!

## 秋田移住支援金 マッチングサイト

Aターン  
東京圏 年収100万円支給  
子育てで世帯加算 秋田県



### 移住支援金とは...

東京23区に5年以上在住または通勤されていた方が、秋田移住支援金マッチングサイトに掲載された求人に応募して就労・移住した場合、移住先の市町村から移住者に支援金を支給する制度です。

単身で移住: 60万円 / 家族で移住: 100万円

子育て世帯にさらに上乗せあり!(18歳未満の子どもの人数×最大100万円)

(※) 子育て世帯の加算額は、市町村や移住時期によって異なります。

「秋田移住支援金マッチングサイト」に求人掲載すると...

### 企業のメリットがいっぱい!

#### 求職者への大きなアピールポイントに!

東京圏からのU・I・Jターン希望者にとって、支援金の支給が魅力的な要素となり、注目度が高まります!

#### 高い広告効果が見込めます!

連携する民間求人サイト(スタンプAI, 求人ボックス, バイトルNEXT)にも求人情報が掲載され、全国配信されます!

#### 効果的な求人広告の作成をサポート!

効果的な求人広告・採用活動をサポートする、研修等を無料で実施しています!

#### 採用活動経費が一部助成されます!

本制度を利用し移住者を雇用した場合、国の助成金を受けることができます。詳しくは、【厚生労働省 中経理経済政策局(人)アターンコース】で検索!

対象法人の要件、登録手続きなど、詳細はこちらから ▶▶▶



お問い合わせ

検索ワードを入力  
企業・求人情報  
満載!

秋田で働きたい  
あなたを  
応援します!

Aターン就職マッチング支援サイト

# あきた就職ナビ

あきたへ、あなたも、あしたから

キャリア人材をお探しの企業をサポートします!

Aターン就職マッチング支援サイト



# あきた就職ナビ



Aターンとは  
秋田への  
UIターン

あきた就職ナビは県と公益法人が運営する職業紹介サイトです。

**check** Aターン登録者の情報を閲覧できる!

貴社に必要なキャリア人材をチェック!  
登録者情報は、希望職種、希望勤務地、所持資格等で検索できます。

ご利用はすべて**無料**  
求人応募には紹介状発行

**check** 登録者にオファーができる!

希望の登録者には、求人応募をリクエストできます。  
秋田での面接には、応募者への交通費助成があります。

企業登録から  
応募受理まで  
オンラインでOK!

**check** Aターンフェアに出展できる!

Aターンフェア(就職希望者との面談会)に出展できます。  
東京・秋田で開催、出展料は無料。

**check** 求人情報や貴社の魅力、PR情報を発信できる!

「あきた就職ナビ」では、通常の求人票では載せきれない、  
貴社の魅力やPR情報を盛り込んで掲載できます。

**check** 新規登録者の情報が届く!

募集求人と同職種を希望するAターン登録者の新着情報をメールでお知らせします。

**check** 登録者から求人応募が届く!

Aターン登録者から「あきた就職ナビ」を通じて求人応募が届きます。

## 採用までの流れ



ご登録は「あきた就職ナビ」から!

- 1 トップページ「企業専用入口」をクリック
- 2 ログインページの「新規登録の方はこちら」をクリック
- 3 「企業名・法人番号・メールアドレス」を入力し送信
- 4 メールアドレスに届いた本登録URLをクリック
- 5 企業情報・求人情報を入力し「登録」ボタンを押すと登録完了

「あきた就職ナビ」で検索



# 年収「130万円の壁」による就業調整解消へ

## 令和7年7月からキャリアアップ助成金に「短時間労働者労働時間延長支援コース」を新設

○短時間労働者労働時間延長支援コースを新設しました。(令和7年7月1日) **【NEW】**

「年収の壁」への対応として、現行の社会保険適用時処遇改善コースの「労働時間延長メニュー」の要件を見直すとともに、助成額を拡充した新たなコースを新設しました。

- PDF [キャリアアップ助成金\(短時間労働者労働時間延長支援コース\)のご案内\(リーフレット\)](#)
- PDF [キャリアアップ助成金\(短時間労働者労働時間延長支援コース\)のご案内\(パンフレット\)](#)
- PDF [キャリアアップ助成金\(短時間労働者労働時間延長支援コース\)に関するQ&A \[392KB\]](#)



**拡充**

### 年収の壁対策

労働者1人につき**最大75万円**助成します！

キャリアアップ助成金

年収の壁対策の取り組みを行うことで、労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**

事業主の皆さまにおいては、**人手不足の解消に！**



### 「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—	<b>50万円</b>	<b>40万円</b>	<b>30万円</b>
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	<b>25万円</b>	<b>20万円</b>	<b>15万円</b>
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

社会保険加入時点の取り組み内容(1年目)と2年目の取り組み実施後(2年目)で比較

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

#### 注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

#### 手続き

- 助成金を受けるには、事前※に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。  
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで(令和7年10月1日加入の場合、同年9月30日まで)
- 取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

ただし、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、**本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。**

### 現) 社会保険適用時処遇改善コースからの切替申請が出来ます

社会保険適用時処遇改善コース(労働時間延長メニューまたは併用メニュー)の取り組みを進めていても、**本コースの要件を充足**する場合、切り替えての申請が可能です※。



#### 切替対象

社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューを利用していたが、同時に新コースの要件を満たしている場合には、**新コースでの申請が可能！**

※ただし、支給申請期間が令和7年7月1日より前(同年6月30日以前)に終了する場合は、切り替えはできません。

【令和7年7月版】LL070701 No. 14

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 企画部門 【32#】

# 女性の活躍推進、仕事と育児・家庭の両立支援に取り組みましょう!

## あきた女性活躍・両立支援センター

企業における女性の活躍推進や両立支援に関するワンストップ相談窓口です



『あきた女性活躍・両立支援センター』が皆様の取組をお手伝いします!

### 女性活躍・両立支援コーディネーターによる企業訪問

● 県内の中小企業を対象に、「えるぼし」「くるみん」の認定取得に向けた取組の推進や、支援制度の紹介、法制度の情報提供により、企業の雇用環境の整備を支援します。

### 専門アドバイザーの派遣

● 専門アドバイザー（社会保険労務士）が訪問し、一般事業主行動計画の策定や取組のフォローアップを行います!  
● 「えるぼし」「くるみん」の認定取得に向けて支援します!

### 窓口、電話などで相談受付

● 電話（フリーダイヤル）やメールなどによる相談窓口を設置しています!  
● 企業の取組や各種支援制度の紹介など、さまざまな相談に対応します!

## あきた女性活躍・両立支援センター

所在地 〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 (秋田県商工会連合会内)

相談時間 午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

電話番号 ☎0120-868-860

メールアドレス jrsien@skr-akita.or.jp

あきた女性活躍・両立支援センター



### 何をしたらいい?どんなメリットが?

#### 女性の活躍推進

一人ひとりの働く女性が、その個性と能力を十分に発揮できるように、企業が職場環境の整備に取り組むことです。

【例】女性の採用拡大や管理職登用、勤続年数の伸長など

#### 仕事と育児・家庭の両立支援

従業員が仕事と育児・家庭の両立を円り、安心して働けるように、企業が職場環境の整備に取り組むことです。

【例】利用しやすい柔軟な休暇制度の導入や、所定外労働の削減など

### 期待できるメリット

- 従業員とその家庭を大切にする、働きやすい企業というPRになり、優秀な人材の確保につながる。
- 従業員の勤続年数が伸長し、採用と教育コストの削減につながる。
- 従業員の休職等に対応するための業務内容の見直しにより、生産性の向上につながる。
- 自らの個性と能力を生かした働き方ができるようになる。
- 育児や家事をしたり、私生活を充実させることで仕事にも意欲的になれる。
- 仕事と育児・家庭との両立ができ、継続した就業につながる。
- 育児や家事を通じて時間の管理や物事を予測するなど、マネジメント・リスク管理の能力が身につく。



## ハローワーク秋田 雇用の動き(令和7年6月)

### 概況(全数)

○有効求人倍率は、1.22倍と前年同月比で0.03ポイント低下。

### 1 求人動向

○新規求人数は、2,950人と前年同月比で6.3%増加。

- ・金融業、保険業、製造業、サービス業等で増加。
- ・医療、福祉、卸売業、小売業、情報通信業等で減少。

○有効求人数は、7,884人と前年同月比で1.5%増加。

### 2 求職者の動向

○新規求職者数は、1,200人と前年同月比で3.9%増加。

- ・フルタイム求職者が0.9%増加、パート求職者は9.2%増加。
- ・事業主都合離職者(常用)が2か月連続で増加。

○有効求職者数は、6,466人と前年同月比で4.3%増加。

- ・雇用保険受給者実人員が2か月ぶりに増加。

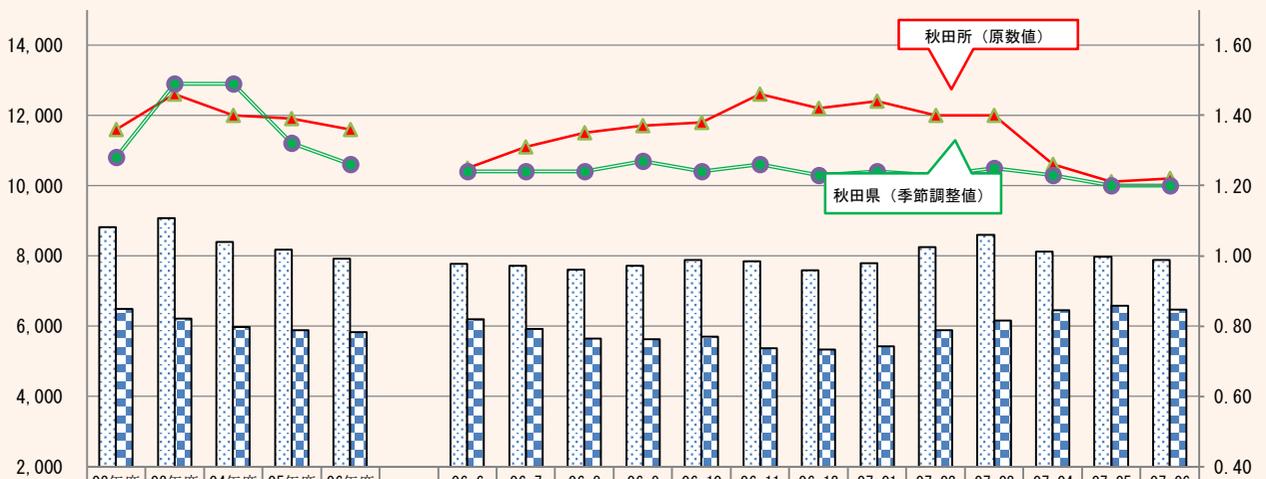
【主な産業の新規求人数】

主な産業	求人数	前年同月比	
		増減率 (%)	増減数 (人)
D建設業	336	5.0	16
E製造業	170	50.4	57
G情報通信業	23	▲ 8.0	▲ 2
H運輸業、郵便業	134	21.8	24
I卸売業、小売業	435	▲ 8.8	▲ 42
J金融業、保険業	36	56.5	13
M宿泊業、飲食サービス業	233	▲ 0.9	▲ 2
P医療、福祉	626	▲ 13.8	▲ 100
Rサービス業(他に分類されないもの)	570	34.8	147
S・T 公務、その他	70	48.9	23
全産業合計	2,950	6.3	175

【新規求職者の態様別状況(常用)】

項目	区分	態様別計	在職者			離職者			無業者
			うち事業主都合	うち自己都合	うち自営、その他	うち事業主都合	うち自己都合	うち自営、その他	
新規求職者数(常用)		1,193	441	615	164	419	6	137	
前年同月比	増減率 (%)	4.3	3.0	6.0	1.9	10.6	▲ 33.3	0.7	
	増減数(件数)	49	13	35	3	40	▲ 3	1	

### ■有効求人倍率(全数)の推移



	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	06.6	06.7	06.8	06.9	06.10	06.11	06.12	07.01	07.02	07.03	07.04	07.05	07.06
有効求人人数	8,822	9,080	8,395	8,169	7,911	7,768	7,719	7,603	7,720	7,889	7,853	7,585	7,790	8,245	8,597	8,125	7,969	7,884
有効求職者数	6,480	6,217	5,982	5,887	5,827	6,200	5,912	5,647	5,626	5,699	5,377	5,341	5,418	5,889	6,150	6,460	6,581	6,466
求人倍率(秋田所)	1.36	1.46	1.40	1.39	1.36	1.25	1.31	1.35	1.37	1.38	1.46	1.42	1.44	1.40	1.40	1.26	1.21	1.22
求人倍率(秋田県)	1.28	1.49	1.49	1.32	1.26	1.24	1.24	1.24	1.27	1.24	1.26	1.23	1.24	1.23	1.25	1.23	1.20	1.20